

電気料金メニュー約款  
(ベイコムでんき・関西電力エリア)

2024年4月1日改定

媒介事業者：株式会社ベイ・コミュニケーションズ  
取次事業者：株式会社エネクスライフサービス  
小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社



伊藤忠エネクスグループ

株式会社エネクスライフサービス

## 目次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 料金メニュー約款の変更	1
第4条 契約種別	1
1. ベイコムでんき 基本プラン	1
(1) 適用条件	1
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3) 電気料金	1
2. ベイコムでんき バリュープラン	2
(1) 適用条件	2
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3) 電気料金	2
(4) 適用廃止	3
3. ベイコムでんき 基本プランB	3
(1) 適用条件	3
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	3
(3) 契約容量	3
(4) 電気料金	4
4. ベイコムでんき バリュープランB	4
(1) 適用条件	4
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	4
(3) 契約容量	5
(4) 電気料金	5
(5) 適用廃止	5
5. 大阪ガスセット割	6
(1) 適用条件	6
(2) 割引料金	6
(3) 適用廃止	6
第5条 債権の譲渡	6
附 則	7
別紙1 ベイコムでんきの供給区域	8

## 第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで別紙1で定めるベイコムでんきの供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

## 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

### 1. 媒介事業者の提供するサービス

一般放送事業者、電気通信事業者として、媒介事業者の事業エリアにおいて提供するサービスをいいます。

## 第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。

2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

## 第4条 契約種別

### 1. ベイコムでんき 基本プラン

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する電力容量（最大需要容量）が6キロボルトアンペア未満であることとします。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

#### (3) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としま

す。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	522円58銭
電力量 料 金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円21銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円32銭
	上記超過1キロワット時につき	27円15銭

2. ベイコムでんき バリュープラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (b) お客さままたはお客さまと同居する家族が媒介事業者の提供するサービス（対象となるサービスは別途当社または媒介事業者が指定するものとする。）に加入し、当該サービスへの加入が継続していること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料 金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	522 円 58 銭
電力量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 80 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 03 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 72 銭

(4) 適用廃止

ベイコムでんき・バリュープランをご契約のお客さまが、ベイコムでんき・バリュープランの適用条件を満たさないことが判明した場合には、ベイコムでんき・基本プランに変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

3. ベイコムでんき 基本プラン B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、原則として契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、

200 ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 21 銭
---------------------	------------

##### (b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 81 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 90 銭
上記超過 1 キロワット時につき	21 円 15 銭

#### 4. ベイコムでんき バリュープラン B

##### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるもの。
- (b) お客さままたはお客さまと同居する家族が媒介事業者の提供するサービス (対象となるサービスは別途当社または媒介事業者が指定するものとする。) に加入し、当該サービスへの加入が継続していること。

##### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

### (3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

### (4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 21 銭
---------------------	------------

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 81 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 85 銭
上記超過 1 キロワット時につき	19 円 97 銭

### (5) 適用廃止

ベイコムでんき・バリュープランBをご契約のお客さまが、ベイコムでんき・バリュープランBの適用条件を満たさないことが判明した場合には、ベイコムでんき・基本プランBに変更いたします。なお、その場合の変更日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合に

は計量日といたします。

## 5. 大阪ガスセット割

### (1) 適用条件

次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 媒介事業者の提供するサービス（対象となるサービスは別途当社または媒介事業者が指定するものとする。）に加入し、当該サービスへの加入が継続していること。
- (b) ベイコムでんきバリュープランまたはバリュープランBに加入し、加入が継続していること。
- (c) (a)及び(b)の需要場所と同一需要場所において大阪瓦斯株式会社と都市ガスの基本約款及び個別約款にもとづく使用契約を締結し、契約が継続していること。

### (2) 割引料金

媒介事業者の提供するサービスの月額利用料より割引いたします。

大阪ガスセット割料金	209円 00 銭
------------	-----------

### (3) 適用廃止

大阪ガスセット割をお申込みのお客さまが、大阪ガスセット割の適用条件を満たさないことが判明した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の廃止日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後の電気の検針日または媒介事業者があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日もしくはベイコムサービス解約日の月末といたします。

## 第5条 債権の譲渡

1. 当社は、「本約款」もしくは「料金メニュー約款」にもとづき、当該お客さまの電気料金および支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、当該電気需給契約に係る媒介事業者に対して包括的に且つ継続的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介事業者の契約約款等に定めるものとします。
2. 譲渡対象債権が前項に定める媒介事業者に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権について、本約款第15条（請求方法、支払期日および料金の支払い方法）の規定にかかわらず、媒介事業者がお客さまに交付する請求書等に記載の方法に従い支払うものとします。

## 附 則

### この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2024年4月1日より実施します。

### 制定・改定履歴

2023年8月1日制定

2024年4月1日改定

## 別紙1 ベイコムでんきの供給区域

本約款に適用される供給区域は、以下のとおりといたします。

一般送配電事業者
関西電力送配電株式会社

供給区域	
全 域	大阪府大阪市西淀川区、福島区、此花区、西区、港区、住之江区、浪速区、西成区、大正区、北区と中央区の一部 兵庫県尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市と神戸市および川西市の一部
	<p>大阪府大阪市</p> <p>福島区 海老江1丁目～8丁目、大開1丁目～4丁目、鷺洲1丁目～6丁目、玉川1丁目～4丁目、野田1丁目～6丁目、福島1丁目～8丁目、吉野1丁目～5丁目</p> <p>西区 安治川1丁目～2丁目、阿波座1丁目～2丁目、立売堀1丁目～6丁目、靱本町1丁目～3丁目、江戸堀1丁目～3丁目、江之子島1丁目～2丁目、川口1丁目～4丁目、北堀江1丁目～4丁目 京町堀1丁目～3丁目、九条1丁目～3丁目、九条南1丁目～4丁目、境川1丁目～2丁目、新町1丁目～4丁目、千代崎1丁目～3丁目、土佐堀1丁目～3丁目、西本町1丁目～3丁目、本田1丁目～4丁目、南堀江1丁目～4丁目</p> <p>北区 梅田2丁目～3丁目、大淀南1丁目～3丁目、中之島3丁目～6丁目、堂島2丁目～3丁目、堂島浜2丁目、曾根崎新地2丁目</p> <p>中央区 淡路町4丁目、今橋4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、久太郎町4丁目、高麗橋4丁目、博労町4丁目、平野4丁目、備後町4丁目、伏見町4丁目、本町4丁目、道修町4丁目、南久宝寺町4丁目、南船場4丁目、南本町4丁目、難波2丁目、4丁目、道頓堀2丁目、西心齋橋1丁目～2丁目</p> <p>大正区 泉尾1丁目～7丁目、北恩加島1丁目～2丁目、北村1丁目～3丁目、小林西1丁目～2丁目、小林東1丁目～3丁目、三軒家西1丁目～3丁目、三軒家東1丁目～6丁目、千島1丁目～3丁目、鶴町1丁目～4丁目、平尾1丁目～5丁目、南恩加島1丁目～6丁目</p> <p>西淀川区 歌島1丁目～4丁目、大野1丁目～3丁目、大和田1丁目～6丁目、柏里1丁目～3丁目、竹島1丁目～5丁目、千舟1丁目～3丁目、佃1丁目～7丁目、</p>

	<p>出来島1丁目～3丁目、中島1丁目、野里1丁目～3丁目、花川1丁目～2丁目、          姫里1丁目～3丁目、姫島1丁目～6丁目、福町1丁目～3丁目、          御幣島1丁目～6丁目、百島1丁目～2丁目</p>
港区	<p>池島1丁目～3丁目、石田3丁目、磯路1丁目～3丁目、市岡1丁目～4丁目、          市岡元町1丁目～3丁目、海岸通1丁目～2丁目、港晴1丁目～5丁目、          田中1丁目～3丁目、築港1丁目～4丁目、波除1丁目～6丁目、弁天1丁目～6丁目、          三先1丁目～2丁目、南市岡1丁目～3丁目、八幡屋1丁目～4丁目、          夕風1丁目～2丁目</p>
此花区	<p>朝日1丁目～2丁目、梅町2丁目、春日出北1丁目～3丁目、春日出中1丁目～3丁目、          春日出南1丁目～2丁目、桜島1～3丁目、四貫島1丁目～2丁目、          島屋1丁目～3丁目、5丁目～6丁目、高見1丁目～3丁目、常吉1丁目～2丁目、          伝法1丁目～6丁目、西島1丁目～6丁目、西九条1丁目～6丁目、          梅香1丁目～3丁目、北港1丁目</p>
住之江区	<p>安立1丁目～4丁目、北加賀屋1丁目～3丁目、5丁目、北島1丁目～3丁目、          粉浜1丁目～3丁目、粉浜西1丁目～3丁目、柴谷1丁目～2丁目、          新北島1丁目～8丁目、住之江1丁目～3丁目、中加賀屋1丁目～4丁目、          西加賀屋1丁目～4丁目、西住之江1丁目～4丁目、          浜口西1丁目～3丁目浜口東1丁目～3丁目、東加賀屋1丁目～4丁目、平林南2丁目、          御崎1丁目～8丁目、緑木1丁目～2丁目、南加賀屋2丁目～4丁目、          南港北1～2丁目、南港東1丁目、南港中2～5丁目</p>
浪速区	<p>芦原1丁目～2丁目、稲荷1丁目～2丁目、恵美寿西1丁目～3丁目、          恵美寿東1丁目～3丁目、戎本町1丁目～2丁目、木津川1丁目～2丁目、          久保吉1丁目～2丁目、幸町1丁目～3丁目、桜川1丁目～4丁目、          塩草1丁目～3丁目、敷津西1丁目～2丁目、敷津東1丁目～3丁目、          下寺1丁目～3丁目、大国1丁目～3丁目、立葉1丁目～2丁目、          浪速西1丁目～4丁目、浪速東1丁目～3丁目、難波中1丁目～3丁目、          日本橋3丁目～5丁目、日本橋西1丁目～2丁目、日本橋東1丁目～3丁目、          湊町1丁目～2丁目、元町1丁目～3丁目</p>
西成区	<p>旭1丁目～3丁目、岸里1丁目～3丁目、岸里東1丁目～2丁目、          北津守1丁目～4丁目、北開1丁目～2丁目、山王1丁目～3丁目、          潮路1丁目～2丁目、聖天下1丁目～2丁目、千本北1丁目～2丁目、          千本中1丁目～2丁目、千本南1丁目～2丁目、太子1丁目～2丁目、          橘1丁目～3丁目、玉出中1丁目～2丁目、玉出西1丁目～2丁目、          玉出東1丁目～2丁目、津守1丁目～3丁目、鶴見橋1丁目～3丁目、</p>

兵庫県尼崎市

出城1丁目～3丁目、天下茶屋1丁目～3丁目、天下茶屋北1丁目～2丁目、  
天下茶屋東1丁目～2丁目、天神ノ森1丁目～2丁目、長橋1丁目～3丁目、  
中開1丁目～3丁目、梅南1丁目～3丁目、萩之茶屋1丁目～3丁目、  
花園北1丁目～2丁目、花園南1丁目～2丁目、松1丁目～3丁目、  
南津守1丁目～7丁目、南開1丁目～2丁目

北大物町、西大物町、東大物町、昭和通1丁目～9丁目、  
昭和南通3丁目～9丁目、扶桑町、神田北通1丁目～9丁目、  
神田中通1丁目～9丁目、神田南通1丁目～6丁目、西難波町1丁目～6丁目、  
東難波町1丁目～5丁目、金楽寺町1丁目～2丁目、西長洲町1丁目～3丁目、  
常光寺1丁目～4丁目、今福1丁目～2丁目、杭瀬北新町1丁目～4丁目、  
杭瀬寺島1丁目～2丁目、長洲東通1丁目～3丁目、長洲中通1丁目～3丁目、  
長洲本通1丁目～3丁目、長洲西通1丁目～2丁目、東七松町1丁目～2丁目、  
杭瀬南新町1丁目～4丁目、七松町1丁目～3丁目、南七松町1丁目～2丁目、  
梶ヶ島、杭瀬本町1丁目～3丁目、武庫の里1丁目～2丁目、  
潮江1丁目～5丁目、神崎町、額田町、善法寺町、食満1丁目～7丁目、  
小中島1丁目～3丁目、猪名寺1丁目～3丁目、南清水、瓦宮1丁目～2丁目、  
次屋1丁目～4丁目、道意町1丁目～6丁目、武庫川町1丁目～4丁目、北城内、  
西立花町1丁目～5丁目、常松1丁目～2丁目、西本町北通3丁目～5丁目  
の一部  
塚口町1丁目～6丁目、武庫之荘東1丁目～2丁目、  
富松町1丁目～4丁目、塚口本町1丁目～8丁目、常吉1丁目～2丁目、  
武庫之荘1丁目～9丁目、武庫元町1丁目～3丁目、武庫豊町2丁目～3丁目、  
武庫町1丁目～4丁目、武庫之荘西2丁目、武庫之荘本町1丁目～3丁目  
久々知西町1丁目～2丁目、上ノ島町1丁目～3丁目、栗山町1丁目～2丁目、  
南塚口町1丁目～8丁目、名神町1丁目～3丁目、大西町1丁目～3丁目、  
三反田町1丁目～3丁目、尾浜町1丁目～3丁目、立花町1丁目～4丁目、  
水堂町1丁目～4丁目、南武庫之荘1丁目～12丁目、東塚口1丁目～2丁目  
久々知1丁目～3丁目、下坂部1丁目～4丁目、  
浜1丁目～3丁目、高田町、西川1丁目～2丁目、東園田町1丁目～9丁目、  
戸ノ内町1丁目～6丁目、上坂部1丁目～3丁目、若王寺1丁目～3丁目、  
田能1丁目～6丁目、椎堂1丁目～2丁目、御園1丁目～3丁目  
口田中1丁目～2丁目、稲葉元町1丁目～3丁目  
南城内、築地1丁目～5丁目、蓬川荘園、御園町、西御園町、建家町、  
開明町1丁目～3丁目、寺町、東桜木町、西桜木町、汐町、玄番北之町、  
玄番南之町、中在家町1丁目～4丁目、北竹谷町1丁目～3丁目、  
宮内町1丁目～3丁目、竹谷町1丁目～3丁目、南竹谷町1丁目～3丁目、  
大物町1丁目～2丁目、浜田町1丁目～5丁目、崇徳院1丁目～3丁目、蓬川町、

兵庫県西宮市

大庄川田町、菜切山町、琴浦町、水明町、大庄中通1丁目～5丁目、  
元浜町1丁目～5丁目、稲葉荘1丁目～4丁目、大庄西町1丁目～4丁目、  
大庄北1丁目～5丁目、及び大島1丁目～3丁目、東本町1丁目～4丁目、  
西本町1丁目～8丁目、西昆陽1丁目～4丁目

の全域

安井町、平松町、千歳町、常磐町、寿町、分銅町、末広町、大井手町、若松町、西田町、  
南郷町、清水町、結善町、桜谷町、満池谷町、名次町、北名次町、相生町、雲井町、  
殿山町、高塚町、松生町、久出ヶ谷町、木津山町、深谷町、菊谷町、樋之池町、老松町、  
南越木岩町、石勿町、豊楽町、桜町、苦楽園一番町、苦楽園二番町、苦楽園三番町、  
苦楽園四番町、苦楽園五番町、苦楽園六番町、美作町、西平町、松風町、神園町、  
獅子ヶ口町、甕岩町、毘沙門町、柏堂町、柏堂西町、剣谷町、城山、角石町、  
御茶屋所町、郷免町、羽衣町、霞町、松園町、大谷町、奥畑、神原、甲陽園若江町、  
甲陽園本庄町、甲陽園日之出町、鷲林寺南町、松ヶ丘町

宮西町、田中町、今在家町、馬場町、六湛寺町、戸田町、与古道町、松原町、  
今津山中町、上甲子園1丁目～5丁目、今津野田町、今津上野町、甲子園春風町、  
甲子園浜田町、甲子園砂田町、甲子園六石町、甲子園三保町、津門大塚町、津門飯田町、  
甲子園口1丁目～6丁目、戸崎町、甲子園一番町、甲子園二番町、甲子園三番町、  
甲子園四番町、甲子園五番町、甲子園六番町、甲子園七番町、甲子園八番町、  
甲子園九番町、上鳴尾町、花園町、若草町1丁目～2丁目、学文殿町1丁目～2丁目、  
里中町1丁目～3丁目、小曾根町1丁目～4丁目、小松北町1丁目～2丁目、  
小松西町1丁目～2丁目、小松東町1丁目～3丁目、小松南町1丁目～3丁目、  
小松町1丁目～2丁目、松下町、屋敷町、弓場町

江上町、櫛塚町、津田町、西福町、神祇官町、両度町、芦原町、神明町、中殿町、  
中須佐町、中前田町、城ヶ堀町、森下町、室川町、越水町、神垣町、柳本町、青木町、  
平木町、南昭和町、大畑町、北昭和町、河原町、甲風園1丁目～3丁目、丸橋町、  
大社町、中屋町、広田町、能登町、門戸荘、門戸東町、神呪町、門戸岡田町、愛宕山、  
高座町、松籟荘、門戸西町、岡田山、上ヶ原一番町、上ヶ原二番町、上ヶ原三番町、  
上ヶ原四番町、上ヶ原五番町、上ヶ原六番町、上ヶ原七番町、上ヶ原八番町、  
上ヶ原九番町、上ヶ原十番町、上ヶ原山手町、一ヶ谷町、五月ヶ丘、六軒町、  
新甲陽町、甲陽園東山町、上ヶ原山田町、仁川五ヶ山町、上甲東園1丁目～5丁目、  
神呪字中谷、仁川百合野町、甲東園1丁目～3丁目、甲陽園西山町及び甲陽園山王町  
高畑町、中島町、天道町、二見町、甲子園口北町、田代町、大屋町、瓦林町、熊野町、  
松並町、松山町、北口町、高木西町、高木東町、長田町、大森町、日野町、伏原町、  
上之町、野間町、林田町、門前町、荒木町、堤町、若山町、大島町、薬師町、  
樋ノ口町1丁目～2丁目、下大市東町、下大市西町、上大市1丁目～5丁目、  
段上町1丁目～8丁目、一里山町、中浜町、堀切町、上葭原町、中葭原町、下葭原町、  
大浜町、前浜町、泉町、西波止町、建石町、浜町、東町1丁目～2丁目、浜松原町、

	<p>田近野町、朝風町、東浜町、今津出在家町、今津港町、今津巽町、甲子園網引町、今津真砂町、甲子園町、南甲子園1丁目～3丁目、浜甲子園1丁目～4丁目、鳴尾町1丁目～5丁目、古川町、枝川町、笠屋町、西宮浜1丁目～4丁目の全域</p> <p>市庭町、社家町、染殿町、池田町、津門川町、津門稻荷町、津門仁辺町、津門宝津町、津門大筒町、津門西口町、津門綾羽町、津門吳羽町、今津曙町、甲子園浦風町、甲子園高潮町、池開町、武庫川町、本町、今津水波町、甲子園浜1丁目～3丁目、神楽町、産所町及び和上町、深津町、高松町、仁川町1丁目～6丁目及び甲陽園目神山町、川西町、川東町、川添町、荒戎町、宮前町、鞍掛町、浜脇町、久保町、石在町、用海町、津門住江町、今津二葉町、今津社前町、今津大東町、今津久寿川町、甲子園洲島町、上田西町、高須町1丁目～2丁目、今津西浜町、上田中町、上田東町、東鳴尾町1丁目～2丁目、東山台、北六甲台、山口町下山口1丁目～5丁目、山口町上山口1丁目～4丁目、山口町阪神流通センター1丁目～3丁目、山口町名来、山口町中野、すみれ台、山口町金仙寺、山口町船坂、塩瀬町名塩、名塩さくら台、名塩茶園町、名塩平成台、国見台1丁目～6丁目、名塩1丁目～3丁目、名塩木之元、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩南台、名塩赤坂、清瀬台、青葉台、花の峯、塩瀬町生瀬、生瀬町、名塩新町、鳴尾浜、名塩赤坂、山口町船坂、名塩平成台、生瀬武庫川町、生瀬高台、宝生ヶ丘、生瀬東町、甲山町の一部</p> <p>兵庫県伊丹市 全域</p> <p>兵庫県宝塚市 安倉中6丁目、安倉南1丁目、3丁目、4丁目、安倉西4丁目、金井町、中筋5丁目～9丁目、山本丸橋3丁目、山本野里1丁目～2丁目の一部</p> <p>兵庫県神戸市 道場町生野 の一部</p> <p>兵庫県川西市 久代4丁目～6丁目</p> <p>兵庫県宝塚市 山本野里3丁目 の各一部</p>
--	--

電気料金メニュー約款  
(ベイコムでんき・  
関西電力エリア法人・マンション共用部版)

2024年4月1日改定

媒介事業者：株式会社ベイ・コミュニケーションズ  
取次事業者：株式会社エネクスライフサービス  
小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社



伊藤忠エネクスグループ

**株式会社エネクスライフサービス**

## 目次

第1条	適用	1
第2条	定義	1
第3条	料金メニュー約款の変更	1
第4条	契約種別	1
1.	バイコムでんき 法人・共用部(従量電灯 A)	1
(1)	適用条件	1
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3)	電気料金	1
2.	バイコムでんき 法人・共用部(従量電灯 B)	2
(1)	適用条件	2
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3)	契約容量	2
(4)	電気料金	2
3.	バイコムでんき 法人・共用部(低圧電力)	3
(1)	適用条件	3
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	3
(3)	契約電力	3
(4)	電気料金	4
(5)	その他	4
4.	バイコムでんき 法人・共用部(低圧電力 防火用)	4
(1)	適用条件	4
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	5
(3)	契約電力	5
(4)	電気料金	5
(5)	その他	6
第6条	債権の譲渡	6
附	則	7
別紙1	負荷設備の入力換算容量	8
別紙2	バイコムでんきの供給区域	13

## 第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで別紙2で定めるベイコムでんきの供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

## 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 媒介事業者の提供するサービス  
一般放送事業者、電気通信事業者として、媒介事業者の事業エリアにおいて提供するサービスをいいます。
2. 夏季  
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
3. その他季  
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

## 第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

## 第4条 契約種別

### 1. ベイコムでんき 法人・共用部(従量電灯 A)

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する電力容量（最大需要容量）が6キロボルトアンペア未満であることとします。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

#### (3) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均

燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	522 円 58 銭
電力量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 80 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 03 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 72 銭

2. ベイコムでんき 法人・共用部(従量電灯 B)

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、原則として契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$$

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 21 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 81 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 85 銭
上記超過 1 キロワット時につき	19 円 97 銭

3. ベイコムでんき 法人・共用部(低圧電力)

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。



さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]

(c) 契約内容が関西電力の低圧電力防火用契約と同等の契約であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  
 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	538 円 04 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条2に記載の期間とし、その他季とは、第2条3に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	1キロワット時につき	14円35銭
その他季料金	1キロワット時につき	12円86銭

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(5) その他

- (a) お客様は、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (b) お客様が、需要場所における主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

## 第6条 債権の譲渡

1. 当社は、「本約款」もしくは「料金メニュー約款」にもとづき、当該お客様の電気料金および支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、当該電気需給契約に係る媒介事業者に対して包括的に且つ継続的に譲渡することができるものとします。この場合、お客様は、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介事業者の契約約款等に定めるものとします。

2. 譲渡対象債権が前項に定める媒介事業者に譲渡された場合には、お客様は譲渡対象債権について、本約款第15条（請求方法、支払期日および料金の支払い方法）の規定にかかわらず、媒介事業者がお客様に交付する請求書等に記載の方法に従い支払うものとします。

## 附 則

### この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2024年4月1日より実施します。

### 制定・改定履歴

2023年8月1日制定

2024年4月1日改定

## 別紙1 負荷設備の入力換算容量

### 1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

#### (1) けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	

#### (2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

#### (3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

## 2.誘導電動機

### (1)単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

### (2) 3相誘導電動機

換 算 容 量 (入力〔キロワット〕)	
出力 (馬力) ×	93.3パーセント
出力 (キロワット) ×	125.0パーセント

### 3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型 および移動型を含 みます。）	最高定格管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診 察 用 装 置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診 察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下	3

#### 4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1)日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合  
入力（キロワット） $\times$ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア）  
 $\times 70$ パーセント

- (2)(1)以外の場合

入力（キロワット） $\times$ 実測した1次入力（キロボルトアンペア）  
 $\times 70$ パーセント

#### 5.そ の 他

- (1) 1. 2. 3. および4. によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙2 ベイコムでんきの供給区域

本約款に適用される供給区域は、以下のとおりといたします。

一般送配電事業者
関西電力送配電株式会社

供給区域	
全 域	大阪府大阪市西淀川区、福島区、此花区、西区、港区、住之江区、浪速区、西成区、大正区、北区と中央区の一部 兵庫県尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市と神戸市および川西市の一部
	<p>大阪府大阪市</p> <p>    福島区    海老江1丁目～8丁目、大開1丁目～4丁目、鷺洲1丁目～6丁目、                   玉川1丁目～4丁目、野田1丁目～6丁目、福島1丁目～8丁目、吉野1丁目～5丁目</p> <p>    西区      安治川1丁目～2丁目、阿波座1丁目～2丁目、立売堀1丁目～6丁目、                   靱本町1丁目～3丁目、江戸堀1丁目～3丁目、江之子島1丁目～2丁目、                   川口1丁目～4丁目、北堀江1丁目～4丁目                   京町堀1丁目～3丁目、九条1丁目～3丁目、九条南1丁目～4丁目、                   境川1丁目～2丁目、新町1丁目～4丁目、千代崎1丁目～3丁目、                   土佐堀1丁目～3丁目、西本町1丁目～3丁目、本田1丁目～4丁目、                   南堀江1丁目～4丁目</p> <p>    北区      梅田2丁目～3丁目、大淀南1丁目～3丁目、中之島3丁目～6丁目、                   堂島2丁目～3丁目、堂島浜2丁目、曾根崎新地2丁目</p> <p>    中央区   淡路町4丁目、今橋4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、                   久太郎町4丁目、高麗橋4丁目、博労町4丁目、平野4丁目、備後町4丁目、                   伏見町4丁目、本町4丁目、道修町4丁目、南久宝寺町4丁目、南船場4丁目、                   南本町4丁目、難波2丁目、4丁目、道頓堀2丁目、西心齋橋1丁目～2丁目</p> <p>    大正区   泉尾1丁目～7丁目、北恩加島1丁目～2丁目、北村1丁目～3丁目、                   小林西1丁目～2丁目、小林東1丁目～3丁目、三軒家西1丁目～3丁目、                   三軒家東1丁目～6丁目、千島1丁目～3丁目、鶴町1丁目～4丁目、                   平尾1丁目～5丁目、南恩加島1丁目～6丁目</p> <p>    西淀川区 歌島1丁目～4丁目、大野1丁目～3丁目、大和田1丁目～6丁目、                   柏里1丁目～3丁目、竹島1丁目～5丁目、千舟1丁目～3丁目、佃1丁目～7丁目、</p>

	<p>出来島1丁目～3丁目、中島1丁目、野里1丁目～3丁目、花川1丁目～2丁目、      姫里1丁目～3丁目、姫島1丁目～6丁目、福町1丁目～3丁目、      御幣島1丁目～6丁目、百島1丁目～2丁目</p>
港区	<p>池島1丁目～3丁目、石田3丁目、磯路1丁目～3丁目、市岡1丁目～4丁目、      市岡元町1丁目～3丁目、海岸通1丁目～2丁目、港晴1丁目～5丁目、      田中1丁目～3丁目、築港1丁目～4丁目、波除1丁目～6丁目、弁天1丁目～6丁目、      三先1丁目～2丁目、南市岡1丁目～3丁目、八幡屋1丁目～4丁目、      夕風1丁目～2丁目</p>
此花区	<p>朝日1丁目～2丁目、梅町2丁目、春日出北1丁目～3丁目、春日出中1丁目～3丁目、      春日出南1丁目～2丁目、桜島1～3丁目、四貫島1丁目～2丁目、      島屋1丁目～3丁目、5丁目～6丁目、高見1丁目～3丁目、常吉1丁目～2丁目、      伝法1丁目～6丁目、西島1丁目～6丁目、西九条1丁目～6丁目、      梅香1丁目～3丁目、北港1丁目</p>
住之江区	<p>安立1丁目～4丁目、北加賀屋1丁目～3丁目、5丁目、北島1丁目～3丁目、      粉浜1丁目～3丁目、粉浜西1丁目～3丁目、柴谷1丁目～2丁目、      新北島1丁目～8丁目、住之江1丁目～3丁目、中加賀屋1丁目～4丁目、      西加賀屋1丁目～4丁目、西住之江1丁目～4丁目、      浜口西1丁目～3丁目浜口東1丁目～3丁目、東加賀屋1丁目～4丁目、平林南2丁目、      御崎1丁目～8丁目、緑木1丁目～2丁目、南加賀屋2丁目～4丁目、      南港北1～2丁目、南港東1丁目、南港中2～5丁目</p>
浪速区	<p>芦原1丁目～2丁目、稲荷1丁目～2丁目、恵美寿西1丁目～3丁目、      恵美寿東1丁目～3丁目、戎本町1丁目～2丁目、木津川1丁目～2丁目、      久保吉1丁目～2丁目、幸町1丁目～3丁目、桜川1丁目～4丁目、      塩草1丁目～3丁目、敷津西1丁目～2丁目、敷津東1丁目～3丁目、      下寺1丁目～3丁目、大国1丁目～3丁目、立葉1丁目～2丁目、      浪速西1丁目～4丁目、浪速東1丁目～3丁目、難波中1丁目～3丁目、      日本橋3丁目～5丁目、日本橋西1丁目～2丁目、日本橋東1丁目～3丁目、      湊町1丁目～2丁目、元町1丁目～3丁目</p>
西成区	<p>旭1丁目～3丁目、岸里1丁目～3丁目、岸里東1丁目～2丁目、      北津守1丁目～4丁目、北開1丁目～2丁目、山王1丁目～3丁目、      潮路1丁目～2丁目、聖天下1丁目～2丁目、千本北1丁目～2丁目、      千本中1丁目～2丁目、千本南1丁目～2丁目、太子1丁目～2丁目、      橘1丁目～3丁目、玉出中1丁目～2丁目、玉出西1丁目～2丁目、      玉出東1丁目～2丁目、津守1丁目～3丁目、鶴見橋1丁目～3丁目、</p>

兵庫県尼崎市

出城1丁目～3丁目、天下茶屋1丁目～3丁目、天下茶屋北1丁目～2丁目、  
天下茶屋東1丁目～2丁目、天神ノ森1丁目～2丁目、長橋1丁目～3丁目、  
中開1丁目～3丁目、梅南1丁目～3丁目、萩之茶屋1丁目～3丁目、  
花園北1丁目～2丁目、花園南1丁目～2丁目、松1丁目～3丁目、  
南津守1丁目～7丁目、南開1丁目～2丁目

北大物町、西大物町、東大物町、昭和通1丁目～9丁目、  
昭和南通3丁目～9丁目、扶桑町、神田北通1丁目～9丁目、  
神田中通1丁目～9丁目、神田南通1丁目～6丁目、西難波町1丁目～6丁目、  
東難波町1丁目～5丁目、金楽寺町1丁目～2丁目、西長洲町1丁目～3丁目、  
常光寺1丁目～4丁目、今福1丁目～2丁目、杭瀬北新町1丁目～4丁目、  
杭瀬寺島1丁目～2丁目、長洲東通1丁目～3丁目、長洲中通1丁目～3丁目、  
長洲本通1丁目～3丁目、長洲西通1丁目～2丁目、東七松町1丁目～2丁目、  
杭瀬南新町1丁目～4丁目、七松町1丁目～3丁目、南七松町1丁目～2丁目、  
梶ヶ島、杭瀬本町1丁目～3丁目、武庫の里1丁目～2丁目、  
潮江1丁目～5丁目、神崎町、額田町、善法寺町、食満1丁目～7丁目、  
小中島1丁目～3丁目、猪名寺1丁目～3丁目、南清水、瓦宮1丁目～2丁目、  
次屋1丁目～4丁目、道意町1丁目～6丁目、武庫川町1丁目～4丁目、北城  
内、西立花町1丁目～5丁目、常松1丁目～2丁目、西本町北通3丁目～5丁目  
の一部  
塚口町1丁目～6丁目、武庫之荘東1丁目～2丁目、  
富松町1丁目～4丁目、塚口本町1丁目～8丁目、常吉1丁目～2丁目、  
武庫之荘1丁目～9丁目、武庫元町1丁目～3丁目、武庫豊町2丁目～3丁目、  
武庫町1丁目～4丁目、武庫之荘西2丁目、武庫之荘本町1丁目～3丁目  
久々知西町1丁目～2丁目、上ノ島町1丁目～3丁目、栗山町1丁目～2丁目、  
南塚口町1丁目～8丁目、名神町1丁目～3丁目、大西町1丁目～3丁目、  
三反田町1丁目～3丁目、尾浜町1丁目～3丁目、立花町1丁目～4丁目、  
水堂町1丁目～4丁目、南武庫之荘1丁目～12丁目、東塚口1丁目～2丁目  
久々知1丁目～3丁目、下坂部1丁目～4丁目、  
浜1丁目～3丁目、高田町、西川1丁目～2丁目、東園田町1丁目～9丁目、  
戸ノ内町1丁目～6丁目、上坂部1丁目～3丁目、若王寺1丁目～3丁目、  
田能1丁目～6丁目、椎堂1丁目～2丁目、御園1丁目～3丁目  
口田中1丁目～2丁目、稲葉元町1丁目～3丁目  
南城内、築地1丁目～5丁目、蓬川荘園、御園町、西御園町、建家町、  
開明町1丁目～3丁目、寺町、東桜木町、西桜木町、汐町、玄番北之町、  
玄番南之町、中在家町1丁目～4丁目、北竹谷町1丁目～3丁目、  
宮内町1丁目～3丁目、竹谷町1丁目～3丁目、南竹谷町1丁目～3丁目、  
大物町1丁目～2丁目、浜田町1丁目～5丁目、崇徳院1丁目～3丁目、蓬川

兵庫県西宮市

町、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、水明町、大庄中通1丁目～5丁目、元浜町1丁目～5丁目、稲葉荘1丁目～4丁目、大庄西町1丁目～4丁目、大庄北1丁目～5丁目、及び大島1丁目～3丁目、東本町1丁目～4丁目、西本町1丁目～8丁目、西昆陽1丁目～4丁目

の全域

安井町、平松町、千歳町、常磐町、寿町、分銅町、末広町、大井手町、若松町、西田町、南郷町、清水町、結善町、桜谷町、満池谷町、名次町、北名次町、相生町、雲井町、殿山町、高塚町、松生町、久出ヶ谷町、木津山町、深谷町、菊谷町、樋之池町、老松町、南越木岩町、石勿町、豊楽町、桜町、苦楽園一番町、苦楽園二番町、苦楽園三番町、苦楽園四番町、苦楽園五番町、苦楽園六番町、美作町、西平町、松風町、神園町、獅子ヶ口町、甕岩町、毘沙門町、柏堂町、柏堂西町、剣谷町、城山、角石町、御茶屋所町、郷俛町、羽衣町、霞町、松園町、大谷町、奥畑、神原、甲陽園若江町、甲陽園本庄町、甲陽園日之出町、鷲林寺南町、松ヶ丘町

宮西町、田中町、今在家町、馬場町、六湛寺町、戸田町、与古道町、松原町、今津山中町、上甲子園1丁目～5丁目、今津野田町、今津上野町、甲子園春風町、甲子園浜田町、甲子園砂田町、甲子園六石町、甲子園三保町、津門大塚町、津門飯田町、甲子園口1丁目～6丁目、戸崎町、甲子園一番町、甲子園二番町、甲子園三番町、甲子園四番町、甲子園五番町、甲子園六番町、甲子園七番町、甲子園八番町、甲子園九番町、上鳴尾町、花園町、若草町1丁目～2丁目、学文殿町1丁目～2丁目、里中町1丁目～3丁目、小曾根町1丁目～4丁目、小松北町1丁目～2丁目、小松西町1丁目～2丁目、小松東町1丁目～3丁目、小松南町1丁目～3丁目、小松町1丁目～2丁目、松下町、屋敷町、弓場町

江上町、櫛塚町、津田町、西福町、神祇官町、両度町、芦原町、神明町、中殿町、中須佐町、中前田町、城ヶ堀町、森下町、室川町、越水町、神垣町、柳本町、青木町、平木町、南昭和町、大畑町、北昭和町、河原町、甲風園1丁目～3丁目、丸橋町、大社町、中屋町、広田町、能登町、門戸荘、門戸東町、神呪町、門戸岡田町、愛宕山、高座町、松籟荘、門戸西町、岡田山、上ヶ原一番町、上ヶ原二番町、上ヶ原三番町、上ヶ原四番町、上ヶ原五番町、上ヶ原六番町、上ヶ原七番町、上ヶ原八番町、上ヶ原九番町、上ヶ原十番町、上ヶ原山手町、一ヶ谷町、五月ヶ丘、六軒町、新甲陽町、甲陽園東山町、上ヶ原山田町、仁川五ヶ山町、上甲東園1丁目～5丁目、神呪字中谷、仁川百合野町、甲東園1丁目～3丁目、甲陽園西山町及び甲陽園山王町高畑町、中島町、天道町、二見町、甲子園口北町、田代町、大屋町、瓦林町、熊野町、松並町、松山町、北口町、高木西町、高木東町、長田町、大森町、日野町、伏原町、上之町、野間町、林田町、門前町、荒木町、堤町、若山町、大島町、薬師町、樋ノ口町1丁目～2丁目、下大市東町、下大市西町、上大市1丁目～5丁目、段上町1丁目～8丁目、一里山町、中浜町、堀切町、上葭原町、中葭原町、下葭原町、大浜町、前浜町、泉町、西波止町、建石町、浜町、東町1丁目～2丁目、浜松原町、

	<p>田近野町、朝風町、東浜町、今津出在家町、今津港町、今津巽町、甲子園網引町、今津真砂町、甲子園町、南甲子園1丁目～3丁目、浜甲子園1丁目～4丁目、鳴尾町1丁目～5丁目、古川町、枝川町、笠屋町、西宮浜1丁目～4丁目 の全域</p> <p>市庭町、社家町、染殿町、池田町、津門川町、津門稻荷町、津門仁辺町、津門宝津町、津門大箇町、津門西口町、津門綾羽町、津門吳羽町、今津曙町、甲子園浦風町、甲子園高潮町、池開町、武庫川町、本町、今津水波町、甲子園浜1丁目～3丁目、神樂町、産所町及び和上町、深津町、高松町、仁川町1丁目～6丁目及び甲陽園目神山町、川西町、川東町、川添町、荒戎町、宮前町、鞍掛町、浜脇町、久保町、石在町、用海町、津門住江町、今津二葉町、今津社前町、今津大東町、今津久寿川町、甲子園洲島町、上田西町、高須町1丁目～2丁目、今津西浜町、上田中町、上田東町、東鳴尾町1丁目～2丁目、東山台、北六甲台、山口町下山口1丁目～5丁目、山口町上山口1丁目～4丁目、山口町阪神流通センター1丁目～3丁目、山口町名来、山口町中野、すみれ台、山口町金仙寺、山口町船坂、塩瀬町名塩、名塩さくら台、名塩茶園町、名塩平成台、国見台1丁目～6丁目、名塩1丁目～3丁目、名塩木之元、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩南台、名塩赤坂、清瀬台、青葉台、花の峯、塩瀬町生瀬、生瀬町、名塩新町、鳴尾浜、名塩赤坂、山口町船坂、名塩平成台、生瀬武庫川町、生瀬高台、宝生ヶ丘、生瀬東町、甲山町 の一部</p>
兵庫県伊丹市	<p>全域</p>
兵庫県宝塚市	<p>安倉中6丁目、安倉南1丁目、3丁目、4丁目、安倉西4丁目、金井町、中筋5丁目～9丁目、山本丸橋3丁目、山本野里1丁目～2丁目 の一部</p>
兵庫県神戸市	<p>道場町生野 の一部</p>
兵庫県川西市	<p>久代4丁目～6丁目</p>
兵庫県宝塚市	<p>山本野里3丁目 の各一部</p>